

広報

はむら

平成22年1月15日



Main Contents

- 平成22年度 住民税（市民税・都民税）の申告 1
- 平成21年分 所得税の確定申告 1
- 第28回羽村市駅伝大会参加者募集 4
- お知らせ 5

表紙の写真

雪化粧の富士山

市内には、富士山を見ることのできる場所がたくさんあります。
空気の澄んだ冬の時期、きれいに雪化粧をした富士山を見ることができます。

（写真：平成21年12月21日(月)
水道事務所配水塔屋上から撮影）

平成22年度 住民税 (市民税・都民税)の申告

受付期間 2月1日(月)～3月15日(月)
(祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

市民税・都民税の申告をしなければならぬ方

- 給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください)
- 事業・不動産・配当・年金・その他の所得のあった方で、所得税の確定

申告の必要のない方

※国民健康保険および長寿医療制度の加入者は、昨年中の所得のない方も必ず申告してください。

市民税・都民税の申告の必要のない方

○所得税の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)

■申告の際に持参するもの

- ①申告書と印鑑
- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入の明らかになる資料
- ③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

■郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、郵送してください。
※申告書の控えに受付印の必要な方は、

- ④国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤社会保険の領収書(平成21年中に国民健康保険税・長寿医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
- ⑥生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など
- ⑦障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- ⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得の明らかになる資料
- ⑨事業所得などのある方は、収支決算書や帳簿など

宛先(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
郵送先 〒205-8601(住所記載不要) 羽村市課税課市民税係

●注意

国民年金保険料の支払額については、日本年金機構専用コールセンター(☎0570-070-117)または青梅年金事務所(☎0428-30-3410)へ照会の手続きをしてください。

●お願い

申告を円滑に行うことのできるよう、正確に記載した申告書を提出してください。

問合せ 課税課市民税係

平成21年分 所得税の確定申告

◆インターネットの申告が便利です◆

所得税の確定申告には、インターネットで申告書の作成や提出のできる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」制度があります。
自宅のパソコンで確定申告ができ、最高5000円の税額控除を受けられる場合があります。

利用には事前の手続きが必要です。

詳しくは、e-Taxホームページまたはヘルプデスク(☎0570-015901)で確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信する際に必要な「電子証明書(住民基本台帳カードが必要)」の発行は、市役所市民課受付係で行っています。

■青梅税務署での相談・受付

受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)

(土・日曜日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署別館

○還付申告は、1月4日(月)から受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告

■日曜日の相談・受付

青梅税務署では2月21日(日)・28日(日)に限り、日曜日にも相談・受付を行います。

※当日は、国税の領収は行いません。振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※2月21日(日)は、青梅マラソン開催により税務署周辺道路が交通規制されるため、税務署駐車場を利用することはできません。

■税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、便利なパソコンの利用を推奨しています。

税務署のパソコンで作成した確定申

告書は、その場から電子送信することができます。ぜひ、利用してください。

■市役所での相談・受付

■青梅税務職員による出張申告相談

給与所得者・年金所得者・事業所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います(譲渡所得の相談はできません)。

受付期間 2月1日(月)・2日(火)・3日(水)
受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時

受付会場 市役所4階大会議室

※当日の混雑状況によって早めに締め切る場合があります。あらかじめご了承ください。

■税理士会による無料申告相談

小規模納税者や給与所得者、年金所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います(譲渡所得の相談はできません)。

受付期間 2月4日(木)・5日(金)・16日(火)～24日(水) (土・日曜日を除く)

受付時間

○小規模納税者：午前9時～10時30分
午後1時～3時

○給与所得者・年金所得者：午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

■市役所職員による受付

給与所得者・年金所得者の確定申告書の作成相談および收受を行います。

受付期間 2月8日(月)～3月15日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

※2月8日(月)～15日(月)は、還付申告のみ受け付けます。

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

受付できないもの

○土地・家屋・株式などの譲渡所得
○農業・営業などの事業所得・不動産所得の申告、損失申告、青色申告、住宅

借入金等特別控除(所得税)の申告
○過年分の確定申告

※作成済み申告書の提出はできません。

■申告の際に持参するもの

1 ページの平成22年度住民税の申告と同じです。

■郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、直接青梅税務署へ郵送してください。

※申告書の控えに受付印の必要な方は、宛先(申告する方の住所・氏名)を

記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署

●注意

●二セ税理士にご用心!

税理士資格のない人が税金の相談・申告書の作成などをする場合は法律で禁止されています。注意してください。

●お願い

□申告と納税はお早めに!
所得税の申告と納税は、3月15日(月)までです。期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。

納期限までに納付しない場合は、延滞税のかかる場合があります。

□昨年電子申告を利用した方へ
平成20年分の申告で電子申告(電子送信)だけでなく、国税庁ホームページなどで作成し、書面を提出した場合を含む)を利用した方には、申告書は送付しません。平成21年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-12213185